

香川県会計規則及び香川県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年2月29日

香川県知事 真鍋武紀

## 香川県規則第2号

### 香川県会計規則及び香川県建設工事執行規則の一部を改正する規則

(香川県会計規則の一部改正)

第1条 香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般競争入札参加者の制限)</p> <p>第164条 契約担当者は、<u>一般競争入札に参加しようとする者が</u>施行令第167条の4第2項各号のいづれかに該当すると認められるときは、<u>その者について3年以内の期間を定めて</u>一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。</p>	<p>(一般競争入札参加者の制限)</p> <p>第164条 契約担当者は、施行令第167条の4第2項各号のいづれかに該当すると認められる<u>者を</u>その事実があつた後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。</p>
<p>(学識経験者の意見の聴取)</p> <p>第167条の3 契約担当者は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)2人以上の意見を聴かなければならぬ。</p>	<p>(学識経験者の意見の聴取)</p> <p>第167条の3 契約担当者は、<u>次の各号に掲げる場合は</u>、あらかじめ、<u>当該各号に掲げる事項に</u>関し学識経験を有する者2人以上の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1) <u>総合評価一般競争入札を行おうとする場合</u> <u>総合評価一般競争入札によることの適否</u></p> <p>(2) <u>総合評価一般競争入札において落札者を決定しようとする場合</u> <u>予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち価格その他の条件が最も有利なもの</u>の決定</p> <p>(3) <u>落札者決定基準を定めようとする場合</u> <u>当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項</u></p>
<p>2 契約担当者は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があるかどうかについて意見を聞くものとし、改めて意見を聞く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。</p>	<p>(随意契約ができる場合)</p>

第184条 略

(1)～(7) 略

(8) 略

ア 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、同条第21項に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」といふ。）又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下「障害福祉サービス事業」といふ。）を行う施設

イ 小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第15条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下同じ。）

(9) 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センターから役務の提供を受ける契約をするとき。

(10)～(16) 略

（香川県建設工事執行規則の一部改正）

第2条 香川県建設工事執行規則（昭和39年香川県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（競争入札の参加者の資格）</p> <p>第7条 知事は、<u>競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて</u>競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用者についても、また同様とする。</p> <p>(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。</p> <p>(2) 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成</p>	<p>（競争入札の参加者の資格）</p> <p>第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後2年間競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用者についても、また同様とする。</p> <p>(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者</p> <p>(2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成</p>

成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 工事の監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) この条（この号を除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

#### （学識経験者の意見の聴取）

第20条の4 契約担当者は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）2人以上の意見を聴かなければならない。

立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 工事の監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

#### （学識経験者の意見の聴取）

第20条の4 契約担当者は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、当該各号に掲げる事項に関し学識経験を有する者2人以上の意見を聴くものとする。

- (1) 総合評価競争入札を行おうとする場合 総合評価競争入札によるとの適否
- (2) 総合評価競争入札において落札者を決定しようとする場合 予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものとの決定
- (3) 落札者決定基準を定めようとする場合 当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

2 契約担当者は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があるかどうかについて意見を聞くものとし、改めて意見を聞く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この規則は、平成20年3月1日から施行する。  
(香川県会計規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の香川県会計規則（以下「新会計規則」という。）第164条の規定は、一般競争入札に参加しようとする者がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の事実により地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第25号。以下「改正政令」という。）による改正後の地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められるときについて適用し、施行日前の事実により改正政令による改正前の地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正前の香川県会計規則第167条の3の規定により契約担当者が落札者決定基準に関し学識経験を有する者の意見を聴いた契約につ

いては、なお従前の例による。

- 4 施行日から障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新会計規則第184条第9号の規定の適用については、同号中「障害福祉サービス事業を行う施設」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う施設、障害者自立支援法附則第41条第1項、第48条若しくは第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第31条に規定する身体障害者授産施設、障害者自立支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第3項に規定する精神障害者授産施設、同条第5項に規定する精神障害者福祉工場、障害者自立支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の6に規定する知的障害者更生施設若しくは同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設」とする。

（香川県建設工事執行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 5 第2条の規定による改正後の香川県建設工事執行規則第7条の規定は、競争入札に参加しようとする者が施行日以後の事実により同条各号のいずれかに該当すると認められるときについて適用し、施行日前の事実により第2条の規定による改正前の香川県建設工事執行規則第7条各号のいずれかに該当すると認められる者については、なお従前の例による。